

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 21 年 10 月 1 日作成)

法令名	土地改良法
根拠条項	第 134 条第 3 項
処分の概要	土地改良区役員の解任
法令の定め	○第 134 条第 3 項 土地改良区が前項の命令に違反したときは、農林水産大臣又は都道府県知事は、同項の命令に係る役員を解任することができる。 〈関連条項〉 ・土地改良法第 134 条第 1 項及び第 2 項
処分基準	判断基準が法第 134 条において具体化されているため、処分基準は設定しない。
処分担当課	農政部農村振興局農業施設管理課改良区指導 G (電話番号：011-204-5966)
問い合わせ先	農政部農村振興局農業施設管理課改良区指導 G (電話番号：011-204-5966)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/)